

厚生労働大臣の定める揭示事項

日南市立中部病院（令和8年8月現在）

1 入院基本料について

一般病棟では、10対1の看護の配置をしています。（昼間は、看護師1名につき患者さん6人以内を受持っています。夜間は看護師1名につき患者さん17人以内を受持っています。）

回復期リハビリテーション病棟では、専任の医師1名、理学療法士2名、作業療法士1名、入院患者15人に対して1人以上の看護要員がいます。（昼間は、看護師1名につき患者さん6人以内を受持っています。夜間は看護師1名につき患者さん、21人以内を受持っています。）

2 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3 当院は、九州厚生局長に次の届出を行っております。

1) 入院時食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）入院時生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆機能強化加算 ◆電子的診療情報連携体制整備加算3（外来）
- ◆一般病棟入院基本料（急性期一般入院料5）◆救急医療管理加算◆診療録管理体制加算2
- ◆急性期看護補助体制加算（看護補助体制充実加算2）
- ◆電子的診療情報連携体制整備加算2（入院）◆重症者等療養環境特別加算
- ◆口腔管理連携加算 ◆医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2）
- ◆感染対策向上加算2（連携強化加算、サーベイランス強化加算）
- ◆地域支援・医薬品供給対応体制加算1 ◆データ提出加算 ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆回復期リハビリテーション病棟入院料3 ◆地域包括ケア入院医療管理料1（看護職員配置加算）

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆糖尿病合併症管理料 ◆糖尿病透析予防指導管理料 ◆下肢創傷処置管理料
- ◆救急外来医学管理料3（院内トリアージ実施体制加算）
- ◆療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算 ◆がん治療連携指導料
- ◆地域連携診療計画加算 ◆別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院
- ◆別添1の「第14の2」の2の(2)に規定する在宅医療充実体制加算
- ◆在宅時医学総合管理料の注15（施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む）に規定する在宅医療情報連携加算 ◆在宅がん医療総合診療料
- ◆在宅患者訪問看護・指導料の注15に規定する訪問看護・指導体制充実加算
- ◆在宅患者訪問看護・指導料の注19に規定する訪問看護医療情報連携加算
- ◆在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ◆遺伝学的検査の注1に規定する施設基準 ◆検体検査管理加算（Ⅰ）◆画像診断管理加算2

- ◆CT撮影及びMRI撮影 ◆脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆運動器リハビリテーション料(Ⅰ) ◆呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆集団コミュニケーション療法料 ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ◆医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ◆看護職員処遇改善評価料 ◆外来・在宅ベースアップ評価料 ◆入院ベースアップ評価料

4 明細書の発行状況に関する事項

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても同様に、発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点御理解ください。ご家族の方が代理で会計を行う場合やその代理の方への発行も含めて、発行を希望されない場合は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5 保険外併用療養制度負担に関する事項

当院は個室使用料、長期入院などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております
特別の療養環境の提供（特別個室利用）

区 分	料 金	病 室
特別室	1日につき 5,500円	201号・302号
個 室	1日につき 2,200円	212号・213号・215号・216号 318号・319号・320号・321号
2床室	1日につき 1,100円	210号・303号・311号・312号 313号・315号・316号

入院期間が180日を超える入院

患者さんの事情により長期に入院される場合は、180日を超える日から入院料の一部を負担していただく場合があります。

入院料の区分	料 金
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料5）	1日につき 2,000円

6 保険外負担に関する事項

当院では証明書・診断書料などにつきまして、実費のご負担をお願いしております。

項 目	料 金	項 目	料 金
普通診断書	1通につき1,320円	普通証明書	1通につき1,320円
健康診断書	1通につき1,320円	各種免許・許可用診断書	1通につき1,320円
死亡診断書	1通につき2,200円	死亡診断書（2通目以降）	1通につき1,100円
死体（胎）検案書	1通につき3,520円	生命保険関係死亡診断書	1通につき5,500円
司法関係診断書	1通につき5,500円	各種年金関係診断書	1通につき5,500円
身体障がい者用診断書	1通につき5,500円	恩給診断書	1通につき5,500円
各種証明書	1通につき 760円	交通事故関係証明書	1通につき5,500円
生命保険等に係る面接料	1件につき5,500円	エックス線画像複写	1枚につき1,320円
特別な証明書 （診療報酬の添付等）	1通につき5,500円	診察券再発行	1枚につき 100円

7 電子的診療情報連携体制整備加算

当院は、施設基準を満たす医療機関として初診時に患者さんの同意を得て診療情報を取得し、それらを診療に活用し、更なる質の高い医療の提供に努めます。

オンライン請求、オンライン資格確認を行う体制、また、診察室等においてオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を閲覧または活用できる体制を整えております。

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認等にご協力お願いします。

8 機能強化加算

当院は「かかりつけ医」としての次のような取り組みを行っております。

他医療機関の処方医薬品を含めた服薬管理

必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介

健康診断の結果等の健康管理に係る相談

保健・福祉サービスに関する相談

診療時間外・夜間・休日のお問い合わせへの対応

9 口腔管理連携加算に関する掲示

当院は、入院患者さんが有する口腔状態の課題（誤嚥性肺炎のリスクや、お口のトラブルによる食事摂取の困難など）に対し、質の高い医療を提供するため、外部の歯科医療機関と予め連携体制を整備しております。

入院中の患者さんにおいて、医師が歯科治療や専門的な口腔管理が必要であると判断した場合には、ご本人もしくはご家族の同意を得た上で、連携先歯科医院と手配・情報連携を行います。

必要に応じて、入院中に歯科医師や歯科衛生士による歯科訪問治療（往診）が行われます。

10 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の取り扱いについて

○地域支援・医薬品供給対応体制加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先に開発された薬（先発医薬品）の特許が切れた後に有効成分も効果も同じと国が認めたものです。開発費がかからない分先発医薬品と比べ低価格となり、医療費削減に寄与します。当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

○一般名処方加算

当院は、昨今の医薬品供給が不安定な状況を踏まえ、患者さんが保険薬局において、円滑にお薬を受け取れることができるよう、一般的な名称により処方箋を発行しています（一般名処方）。お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載します。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ、複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。状況によっては投与する薬剤を変更する場合がありますが、その時は事前に十分説明させていただきますのでご理解のほどお願いいたします。

○長期収載品の選定療養

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は価格差の2分の1相当の料金をお支払い頂きます。

11 特定疾患療養管理料、皮膚科特定疾患指導管理料について

患者さんの状態に応じ、医師の判断のもとリフィル処方や28日以上長期投薬を行う場合があります。

12 生活習慣病管理料について

高血圧症、糖尿病および脂質異常症を主病として通院されている患者さんに対して算定されます。患者さんには、血圧や体重等の個々に応じた目標設定のほか、食事、運動に関する指導、検査結果等を記載した「療養計画書」を患者さんの同意のもとに作成し、より実効性のある疾患管理を行ってまいります。また患者さんの状態に応じ、医師の判断のもとリフィル処方や28日以上長期投薬を行う場合があります。

13 在宅療養支援病院について

当院は「在宅療養支援病院」の届出医療機関です。さまざまな事情で外来通院が困難な患者さんのために、在宅療養を支援する体制を整備しています。

24 時間対応の連絡、往診、訪問看護体制

緊急時の入院体制

連携する保険医療機関や訪問看護ステーションへの適切な情報提供

14 在宅医療充実体制加算

当院は「在宅療養支援病院」として「在宅医療充実体制加算」の施設基準を満たしております。

重い病気により療養されている患者さんに対し、本人やご家族の希望を尊重し、身体的苦痛や精神的苦痛の軽減を目的とした、十分な緩和ケアを提供できる体制を整えています。

15 在宅医療情報連携加算

当院は、在宅で療養を行っている患者さんの診療情報等について、連携機関（他の医療保険機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業所、もしくは施設サービス事業者）とICT（情報通信技術）を用いて共有し、患者さん同意の上、常に確認できる連携体制をとっています。

16 訪問看護医療情報連携加算

当院訪問看護部門は、在宅で療養を行っている患者さんの診療情報等について、連携機関（他の医療保険機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業所、もしくは施設サービス事業者）とICT（情報通信技術）を用いて共有し、患者さん同意の上、常に確認できる連携体制をとっています。

17 ベースアップ評価料について

当院は、医療従事者等の処遇改善を目的とした、「外来・在宅ベースアップ評価料」「入院ベースアップ評価料」を算定しています。この評価料は、厚生労働大臣が定める施設基準に基づき、質の高い医療を継続して提供できる体制を維持するためのものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

18 敷地内全面禁煙について

当院は、屋内外問わず「敷地内全面禁煙」となっていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。